

【資料1】

借用し文書

合意後七日申付

いぬのいぬ

下田五郎右衛門

下田五郎右衛門

下田五郎右衛門

下田五郎右衛門

下田五郎右衛門

下田五郎右衛門

下田五郎右衛門

下田五郎右衛門

貸

取納目

下田五郎

下田五郎

下田五郎

下田五郎

右に記す後、此の借用証文は、又、字の、
是れ、其の、東西、七月、初九、利、在、
辨、正、は、も、少、く、不、直、は、り、有、
此、に、及、お、後、下、山、其、耐、不、
あ、り、ら、ぬ、と、い、は、し、借、用、証、文、

倉敷市歴史資料整備室所蔵 中島家文書（旧児島郡天城村） 8-9-73

右ノ書讀紙ノ裏面信用証ハ此ノ書又字ノ前
込紙ノ裏面東西ノ七日切立利金無印也
辨三信口ノ少少ノ不直付リ石印也
此紙及右後ノ一紙其耐不長ノ紙也
此ノ書ノ裏面ノ信用証文ノ件

安永六年七月

信口村

半八

入付

海

信用

長谷川

石印也
相違

信口

長谷川

▼「七五銭(しちごせん)」とは、
銭七十五文を一縞(ひとさし)にしたものを「七五銭一匁」として勘定した。

貴

一田年三三(三)らるるさるる人守
為りとはるる有る本村之様
言ふは少くお通之田丸為り
如律

元徳寺

三三村

吉三郎

お通

中尾村
五七巻

有^り申^す也
 一男半を^り処^り白^きに^して^り女^を人^を持^つ 女^を持^つ
 女^を持^つ 女^を持^つ 女^を持^つ
 女^を持^つ
 一男半を^り処^り白^きに^して^り女^を人^を持^つ
 女^を持^つ 女^を持^つ 女^を持^つ
 女^を持^つ
 元禄^六年^乙申^年 女^を持^つ
 女^を持^つ 女^を持^つ
 女^を持^つ

元禄^六年^乙申^年 女^を持^つ
 女^を持^つ 女^を持^つ 女^を持^つ
 女^を持^つ
 一男半を^り処^り白^きに^して^り女^を人^を持^つ
 女^を持^つ 女^を持^つ 女^を持^つ
 女^を持^つ
 元禄^六年^乙申^年 女^を持^つ
 女^を持^つ 女^を持^つ 女^を持^つ
 女^を持^つ